

三学会合同 標準徒手医学(運動器疾患スペシャリスト)講習会
ディプロマ(インストラクター)コースについての規定

◆DIPLOMA(インストラクター)コースの理念

このコースは、インストラクター活動を通し後進の教育や指導を行いながら本セミナーで取り扱われている内容を反復することで理解を深め、正確に模倣ができる人材を育てる(レベル0,レベル1)。
同時に、新しい知見や技術を科学的に分析できる人材を育てる(レベル2)。
また、より効果的な技術を科学的あるいは論理的手順に従い、技術の改編や開発し効果検証ができる能力を有する人材を養成するための徒手医学の高度教育課程である(レベル3)。

◆アドミッション・ポリシー(ディプロマコース受講生受け入れ方針)

以下の条件を満たすような高い意欲のあるセラピストを受け入れる

- 1 学会合同運動器疾患スペシャリスト(標準徒手医学)講習会の認定試験合格者
- 2 あるいは特別措置で同等の知識と技術を有すると認められたもの(注意1)
- 3 本邦の徒手医学の先駆者となる高い向上心があるもの
- 4 インストラクターコースの理念を理解し賛同できるもの
- 5 標準徒手医学会の会員であること

注意1:他団体において同等の教育課程を修了した場合、調書業績書を提出し、本会の承認が得られれば、認定試験を受験することができる

◆カリキュラム・ポリシー(教育課程の実施方針)

上位レベルの指導者とともに実技指導活動、研究活動、論文執筆活動を行うことで教育目的を実施し、その修得度によって段階的にレベルアップしていく(表1参照)。

◆ディプロマ・ポリシー(教育課程修了証書授与の方針)

レベル3に達した段階で、ディプロマコースの目標が達成されたと判断し上級インストラクターの権利およびDiploma of the Global Standard Medicineの称号が付与される。

表1 Diplomaコースのカリキュラム概要

| | D1 (アシスタントインストラクター) | D1+ (初級インストラクター見習い) | D2 (初級インストラクター) | D3 (上級インストラクター) | D4 (エグゼクティブインストラクター) | 初級 国際インストラクター | 上級 国際インストラクター |
|----------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|------------------|------------------|
| 実習時間(時間) ※1 | 48 | 120 | 120 (ただし初級の各コースを最低2回ずつ) | 360(ただし上級の各コースを2回ずつ) | 1200 | | |
| A症例報告及び短報(件) ※2 | | | 4 | 8 | 20 | | |
| B研究論文(原著、総論など)(件) ※2 | 1 | | 1 | 5 | 10 | 初級と同じ | 上級と同じ |

| | | | | | | |
|--|----|----|---------------------|--------------------|---|---|
| アドバンスコース受講および その他資格 (ポイント) ※3 | 5 | 10 | 15(そのうち開催 は3回以上) | 20(開催は10 以上) | | |
| 3学会発表(回) ※4 | 1 | 5 | 13(A提出論文発 表5回) | 20(A提出論 文発表10回) | | |
| 役員経験(年) ※5 | 0 | 3 | 5 | 15 | | |
| 諸語発表・論 文(国際イン ストラクター) (件)※6 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 2 |
| 実務試験審査 (点) | 80 | 80 | 80 | 審査なし | | |

※1 参加時間は積算しない、必須コースの参加時間は積算する

※2 件数の繰り越しはしない 研究原著論文・関連した論文をまとめた総論文・短報は3000文字程度

※3 その他資格など 運動器領域の修士課程(1ポイント)、博士課程(2ポイント)、
認定PT(1ポイント)、専門PT(1ポイント)、他団体の資格(マリガン、マッケンジー、ドイツ、OMT、PNF等が該当)などを修了(それぞれ1ポイント)

アドバンスコースの受講時間は積算していく(事務局で確認)自己申請

アドバンスコースの開催はD2から開催可能とする

アドバンスコースは6時間程度で1日に該当

※4 学会発表の回数は積算としない ※5 役員の経験年数は積算とする(自己申請)

※6 三学会以外の国際学術大会や投稿先は人事昇格委員会で審査される

※7 A症例報告は筆頭著者であること。B研究論文の共著者は0.5(件)とする。

三学会合同 標準徒手医学(運動器疾患スペシャリスト)講習会 Diploma course(インストラクター)細則

◆Diploma course level 0~1+(インストラクター)既定

- 1 全コースを終了後、認定試験に合格し、本人の意志によりDiploma course level 0(アシスタントシップ)に移行することができる。
- 2 他団体のコースを既に終了し本講習会認定者と同等の知識と技術を持つ者は、本会インストラクターの推薦状と審査書類(下表参照)を人事・昇格委員会(上級インストラクターおよび業績管理に関する役員を委員とする)に提出し、インストラクター会議の同意を得て特例措置として認定試験を受験でき、合格後、アシスタントシップを開始することができる。

表 特例者Diploma course(アシスタントシップ)開始審査条件および書類

- ①他団体徒手療法セミナーなどの認定証書
- ②履歴書
- ③業績書
- ④その他判断材料となるもの

3 Diploma level 0(アシスタントシップ)者が level 1(アシスタントインストラクター)審査対象条件を満たした(下表)時点で、level 1(アシスタントインストラクター)試験を受けることができる。level 2(初級)あるいはlevel 3(上級インストラクター)取得者が作成したlevel 1(アシスタントインストラクター)審査表を人事委員会に提出し、委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得た上でDiploma level 1となりアシスタントインストラクターの活動に参加することもできる。

表 Diploma level 1(アシスタントインストラクター)審査対象条件

- 1 正規セミナー総参加時間(ディプロマコース申請から)48時間以上の教育経験※
 - 2 アドバンスコースなどを5ポイント以上取得済みであること
 - 3 徒手医学に関する研究論文、症例検討、または著書を1本以上※※
 - 4 実務試験審査(セミナー時にインストラクターが作成)で80点以上であること
- ※セミナー時の課題目安:初回セミナー時手技3つ程度、二回目は手技を連続して、三回目は手技全て、四回目は講義の一部も含め1セッション全てを担当しレベル1の昇格試験とする。
※※掲載論文は三学会の関与する発行物であること。また掲載論文は学会などで報告されること。

4 Level 1取得者(アシスタントインストラクター)は認定試験に関与することができる。

5 Level 1取得者(アシスタントインストラクター)は治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正することができる。

表 Diploma level 1+(初級インストラクター見習い)審査対象条件

1 正規セミナー総参加時間(レベル1取得から)120時間以上の教育経験

※本部役員会議で指名されることで、入門コースならびに初級コースを開催することができる。
※ただし、初級コース開催は、初級インストラクター以上の管理下(同会場等)であること。

◆Diploma course level 2~3(インストラクター)既定

A Diploma course level 2(初級インストラクター)

1 Level 1取得者(アシスタントインストラクター)が、Level 2(初級インストラクター)審査対象条件を満たし(下表参照)、更にその教授方法に習熟した時点で一日の講義を担当し、level 3(上級)またはlevel 2(初級インストラクター)が作成したlevel 2(初級インストラクター)審査表を人事委員会に提出し、委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得た上でlevel 2(初級インストラクター)になることができる。

表 Diploma level 2(初級インストラクター)審査対象条件

1 ①会の正規セミナー総参加時間(レベル1取得から)120時間以上の教育経験があること※

②①の内、アドバンスコースなどを10ポイント以上取得済みであること

③ 徒手医学に関する研究論文、症例検討、または著書を5本以上(このうち原著論文1以上含むこと)※※

④ 実務試験審査表(セミナー時にインストラクターが作成)で80点以上であること

※その他判断材料として、受講生アンケート結果、教育歴(講義・講演・学生指導経験など)、研究歴(学術大会での徒手医学に関する発表・論文・著書など)

※※掲載論文は三学会の関与する発行物であること。また掲載論文は学会などで報告されること。

2 Level 2取得者(初級インストラクター)は、講習会の講義を受け持ち正しく伝達する責任がある。

3 Level 2取得者(初級インストラクター)は地区または都道府県責任者およびインストラクター会議の同意を得て入門コース(20名までの受講生に対し)および初級コースを単独で(15名までの受講生に対し)企画・開催することができる。※ただしLevel1の1名がアシストする場合には5名が加算され、Level2が1名アシストする場合には10名加算することができる。

4 Level 2取得者(初級インストラクター)は認定試験に関与し合否の責任を担う。

5 Level 2取得者(初級インストラクター)は、Level 0(アシスタントインストラクター)の指導と認定、昇格に関与する。

6 Level 2取得者(初級インストラクター)は治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正する責任を担う。

7 Level 2取得者(初級インストラクター)は講習会技術の向上を目的としてアドバンスコースを除く全てのスペシャリスト講習会を無料で受講することができる。

8 本部役員会議で指名されることで、上級コースを開催することができる。

ただし、上級コース開催は、上級インストラクター以上の管理下(同会場等)であること。

B Diploma course level 3(上級インストラクター)

1 Level 2取得者(初級インストラクター)が、level 3(上級インストラクター)審査対象条件を満たし(下表参照)、更にその教授内容技術ともに熟知し、受講生からの高い評価を得られた時点でインストラクター会議の同意を得てLevel 3(上級インストラクター)になることができる。Level 3(上級インストラクター)審査必要書類を自ら作成し人事委員会(Level 3取得者;上級インストラクターを委員とする)に提出し、委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得た上でLevel 3(上級インストラクター)になることができるのと同時に本会から標準徒手医学ディプロマの称号が授与される。

表 Diploma level 3(上級インストラクター)審査対象条件

2 会の正規セミナー総参加時間(レベル2取得から)360時間以上の教育経験

3 アドバンスコースなどを15ポイント以上取得済みであること

4 徒手医学に関する研究論文、症例検討、著書13件以上が掲載済みであること(このうち原著論文5件以上含むこと)※

5 その他判断材料として参考となるもの(受講生アンケート結果、研究論文など)

※掲載論文は三学会の関与する発行物であること。また掲載論文は学会などで報告されること。

2 Level 3取得者(上級インストラクター)は、講習会の講義を受け持ち正しく伝達する責任がある。

3 Level 3取得者(上級インストラクター)はインストラクター会議の同意を得て全コースを単独で(入門30名または初級、上級コース20名までの受講生に対し)企画・開催することができる。※ただしLevel1が1名がアシストする場合には5名が加算され、Level2が1名アシストする場合には10名加算することができる。

4 Level 3取得者(上級インストラクター)は認定試験に関与し合否の責任を担う。

5 Level 3取得者(上級インストラクター)は、アシスタントインストラクターおよび初級インストラクターの指導、昇格に関与する。

6 Level 3取得者(上級インストラクター)は治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正する全責任を担う。

7 Level 3取得者(上級インストラクター)は講習会技術の向上を目的としてアドバンスコースを含む全てのスペシャリスト講習会を

無料で受講することができる。

C エグゼクティブインストラクター

1 Diploma level 3取得者(上級インストラクター)が、エグゼクティブインストラクター審査対象条件を満たした(下表参照)時点で、エグゼクティブインストラクター審査必要書類を自ら作成し人事委員会に提出し、人事委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得てエグゼクティブインストラクターになることができる。

表 エグゼクティブインストラクター審査対象条件

- 1 会の正規セミナー総参加時間(レベル3取得から)1200時間以上の教育経験
- 2 アドバンスコースを20ポイント以上取得すること
- 3 徒手医学に関する研究論文、症例検討、著書30本以上が掲載済みであること(このうち原著論文を10以上含むこと)※
※掲載論文等は三学会の関与する発行物に限る
- 2 エグゼクティブインストラクターは、講習会の講義を受け持ち正しく伝達する責任がある。
- 3 エグゼクティブインストラクターはインストラクター会議の同意を得て全コースを単独で企画・開催することができる。
- 4 エグゼクティブインストラクターは認定試験に関与し合否の責任を担う。
- 5 エグゼクティブインストラクターは、level 1(アシスタントインストラクター)およびlevel 2,3 取得者(初級・上級インストラクター)の指導、昇格に関与する。
- 6 エグゼクティブインストラクターは治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正する全責任を担う。
- 7 エグゼクティブインストラクターは講習会技術の向上を目的としてアドバンスコースを含む全てのスペシャリスト講習会を無料で受講することができる。

D インストラクター資格の返上と失墜

- 1 アシスタントシップ中のものは1年間本会に関わる業務に参加せず、あるいは本会の理念を追求する研鑽の努力が無いと認められた場合、アシスタントシップ経験時間が失墜される。
- 2 アシスタントインストラクター、初級インストラクター、上級インストラクターは2年間本会に関わる業務に参加せず、あるいは本会の理念を追求する研鑽の努力が無いと認められた場合、経験時間が失墜され一段階降格される。
- 3 アシスタント資格を有する者が本会の事業の妨げ、あるいは本会の不利益となるような言動を行った場合、インストラクター会議の同意を得て資格を失墜させることができる。
- 4 インストラクター資格を有するものが資格を返上したい場合、インストラクター会議の同意を得て返上できる。

◆講師謝礼

- 1 Level 0(アシスタントシップ)中:原則として交通費・宿泊費・日当・謝礼などは支給されない(ただし運営費に余裕が有る場合には交通費・宿泊費を公費で支払われることがある)。
 - 2 Level 1(アシスタントインストラクター):原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大2000円(1日12000円)を支払う。
 - 3 Level 1+(初級インストラクター見習い):原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大3000円(1日18000円)を支払う。
 - 4 Level 2(初級インストラクター):原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大4000円(1日24000円)を支払う。
 - 5 Level 3(上級インストラクター):原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大5000円(1日30000円)を支払う。
 - 6 エグゼクティブインストラクター:原則として交通費・宿泊費の他に、講師料は特に制限を設けず赤字にならない範囲で支払う。
- ※セミナーリーダーには上記に該当する時給額を支払う。
※セミナー企画者は、なるべく赤字決算とならないようにアシスト(リーダー以外)の人数や支給額を配慮し決定する。

◆セミナー終了後の報告

- 1 セミナー責任者(複数人数でセミナーを開催する場合には最上位のインストラクター)はセミナー終了後報告を行う。
- 2 報告事項は以下の通りである。
 - 1 セミナー運営に関する収支決算(出納簿)
 - 2 最終参加者の名簿(参加者と欠席者を明確にする)
 - 3 セミナー講師一覧(セミナーに関与した講師を報告する)

2012年3月10日設置
2013年4月1日改訂
2014年4月1日改訂
2015年4月1日改訂
2016年4月1日改訂
2017年4月1日改訂
2018年4月1日改訂
2019年4月1日改訂
2020年4月1日改訂
2022年4月1日改訂